

令和8年度発達障害者等相談支援従事者育成研修（専門研修）実施要領

1 目的

発達障害児者、あるいは発達障害が疑われる方とその家族が地域で安心して暮らしていくためには、身近な地域で相談できる体制が必要不可欠である。相談支援体制整備を目指し、発達障害への適切な理解と対応ができる人材を養成することを目的に研修を実施する。

2 対象

市町職員、相談支援事業所職員、県保健福祉センター等の職員、教育関係機関の職員、医療機関職員などのうち、相談業務の経験はあるが、発達障害に関する相談経験年数が概ね3年以内の方。（これまでに当センター主催の当該研修および『発達障害者等相談支援従事者育成研修（上級）』受講歴のある方を除く）

3 定員 20名（※各所属につき1名までの申し込みとさせていただきます）

4 内容 別紙1（両面）のとおり

5 主催 石川県発達障害支援センター

6 参加費 無料

7 申し込みについて

申込方法：石川県電子申請システムによる申し込み。下記の URL または二次元コードから申込フォームにて必要項目を入力してください。

（アカウント登録をせずメールアドレスの登録だけでも申請できます）

申込 URL：<https://ttzk.graffer.jp/pref-ishikawa/smart-apply/apply-procedure-alias/senmon2026>

申込期限：5月22日（金）17時

※受講の可否については5月25日以降にメールで連絡します。



注1：原則として本研修の受講者は、次年度に実施する実践研修も受講するものとします。

注2：受講票の発行はありません。定員を超えた場合は研修目的に基づき、所属・職種や地域の偏り等を考慮し主催者側で調整させていただきますのであらかじめご了承ください。

注3：本研修の修了時に修了証を発行します。講義・実習それぞれ3分の2コマ以上の受講と、各回規定のレポート提出をもって修了証交付の対象とします。修了証を交付された受講者のみ、次年度の実践研修を受講できます。

また、当研修は通年のカリキュラムとなっており原則全カリキュラムに出席できる方を優先的に対象とし、欠席や遅刻等の受講状況によっては受講の継続をお断りさせていただく場合がございます。研修の性質上、基本的には集合研修として開催予定です。

注4：修了者につきましては所属や受講者氏名について市町への情報提供等、相談支援体制整備に活用する場合がありますのでご了承願います。